

教育委員会会議録

(定例会)

令和8年3月19日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和8年3月19日(木)	
2	場	所	教育委員会室	
3	開	会	午後2時00分	
4	出席委員		教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	竹 居 秀 子 大 谷 幸 男 石 田 有 世 小 山 和 也 堀 田 香 織
5	欠席委員		委 員	伊 藤 華 英
6	議場に出席した者		副教育長 教育委員会事務局理事兼管理部長 学校教育部長 生涯学習部長 管理部参事兼学校施設管理課長 学校教育部参事兼教職員人事課長 学校教育部参事兼高校教育課長 生涯学習部参事兼人権教育推進室長 教育総務課長 教育政策室長 教職員給与課長 生徒指導課長 おいしい給食サポート課長 舘岩少年自然の家所長	栗 原 章 浩 山 本 高 弘 野 津 吉 宏 深 津 健太郎 木 村 哲 也 青 木 貴 大 原 照 光 益 田 篤 志 小 出 博 康 菱 沼 孝 行 横 澤 一 輝 坂 東 千 里 河 下 勝 昭 伊 澤 昌 二
7	会議録署名委員		堀 田 香 織	

8 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、堀田委員にお願いいたします。
本日の議案に、議案第28号「さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を追加提出いたします。
本日の議案については、議案第25号から第27号は人事に関する案件、「その他」は個人情報を取り扱う案件及び市内部における決裁手続の途上にある事項を含む案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第25号から第27号、「その他」は非公開となります。
会議の順番ですが、議案第14号から第17号、議案第28号、続いて議案第18号から第27号、「その他」の順番で審議することといたします。

議案第14号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは、議案第14号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第14号「さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。
議案書4ページをお開きください。本議案は、令和8年度組織改正及び事務分掌の変更並びに総合調整幹及び調整幹の配置先の見直しに伴い、所要の改正をするものでございます。
続きまして、議案書は2ページとなります。改正の概要となりますので記載の新旧対照表を御覧ください。
はじめに、「第2条（内部組織）」の規定を御覧ください。令和8年度組織改正において、いじめの未然防止の徹底や、重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援の強化とともに、重大事態に発展した際の

迅速な解決と再発防止の確実な実施により、いじめのない学校づくりを推進するため、学校教育部生徒指導課に「いじめ対策係」を新設します。

続いて、「第3条（事務分掌）」を御覧ください。こちらは生徒指導課に「いじめ対策係」が新設されることに伴い、生徒指導課の所掌事務に「いじめの重大事態の調査に関すること。」を加えるものです。

続いて、「第6条（職員）」を御覧ください。全庁的に、役職定年後の職員の多様な業務経験を最大限活かせるよう、役職定年後の職員を課付け配置とするため、総合調整幹、調整幹の配置先を、それぞれ、局付け、部付けから課付けの配置に変更いたします。また、再任用職員として配置される参与につきましても、課付け配置のほか、部付け配置もできる規定となっておりますが、今後は課付け配置のみに変更いたします。

施行期日は、令和8年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

小山委員 総合調整幹、調整幹を局付け、部付けから課付けに変更することで、具体的に何が変わるのでしょうか。

教育総務課長 現在は局に総合調整幹、部に調整幹が配置されており、局や部のマネジメントを行っていただいております。

変更の理由としては、役職定年の職員数が増加することで、局付けや部付けの職員が非常に多くなってしまいうということもございます。また、それぞれの課特有の困難課題もありますので、特命業務を行っていただけるよう課付けといたします。

石田委員 生徒指導課のいじめ対策係は何人体制でしょうか。

生徒指導課長 5名体制となります。

石田委員 百何十校分を5名体制は大変ですね。頑張ってください。

大谷委員 生徒指導課に5名増やすわけではなく、現在の人員から捻出するのですよね。生徒指導課はいつもお忙しいように見受けられます。課によって忙しさに偏りがあると思うので、生徒指導課の人員増も検討していただきたいです。

教育総務課長 生徒指導課は人員増をしております。

大谷委員 人員増はもちろんのこと、仕事量も考えなければなりません。課ごとのバランスを取るよう、なんとか手を入れてほしいと思います。

副教育長 各人の毎月の時間外勤務の動向については、私も管理部長も教育総務課長も注視しているところです。その結果を反映しながら、人員増をしております。限られた人員で仕事を進める上で、欠かせない定数もごございますので、引き続きそのあたりを見極めながら、予算確保も含めて考えてまいります。

大谷委員 調整幹というのは、局内や部内全体にかかる課題等の調整をする役割の方が良いのではないかと思っているのですが、課に調整幹が増えてしまうのでしょうか。位置づけとしてはどこにあたるのでしょうか。

教育総務課長 これまでどおり、局内や部内の調整をする役割であることに変わりはありません。より詳細な課の仕事にも携わることができるよう、課付けにしております。日常的には課ごとの仕事となりますが、局内や部内で問題が生じた場合は、局長や部長の指示のもと、大きい視点でマネジメントしていただくことを想定しております。

局長級で役職定年を迎えた方が総合調整幹、部長級で役職定年を迎えた方が調整幹です。どちらも課長補佐級となります。

竹居教育長 それでは議案第14号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第15号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第15号「さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書の10ページ、提案理由書を御覧ください。

本議案は、令和8年4月1日にさいたま市立大和田小学校及びさいたま市立いろどり学園小学部・中学部が開校することなどに伴い、さいたま市教育委員会公印規則の所要の改正を行うものです。

議案書の6ページ以降を御覧ください。規則改正前後を記載する新旧対照表となります。

まず、別表第1を御覧ください。大和田小学校の開校に伴い、「さいたま市立〇〇小学校之印」、「さいたま市立〇〇小学校長之印」の個数を104個から105個に変更します。

続いて、いろどり学園小学部・中学部の開校に伴い、公印の名称として「さいたま市立いろどり学園小学部之印」「さいたま市立いろどり学園中学部之印」「さいたま市立いろどり学園小学部校長之印」「さいたま市立いろどり学園中学部校長之印」の4つを表中の太枠で記載している箇所に追加いたします。また、その4つの公印のひな形について、別表第2に追加いたします。また、第12条（電子印の使用）第3項に規定する、電子印使用申請時の協議先について、令和8年4月1日付け組織改正後の名称等に合わせて変更を行うものです。

施行期日は令和8年4月1日です。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第15号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について

竹居教育長

続いて、議案第16号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

議案第16号「さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたします。

議案書15ページをお開きください。本議案は、総合調整幹及び調整幹の配置先の見直し等に伴い、所要の改正をするものでございます。

続きまして、議案書は13ページとなります。

全庁的に、役職定年後の職員の多様な業務経験を最大限活かせるよう、役職定年後の職員を課付け配置とするため、総合調整幹、調整幹の配置先を、それぞれ、局付け、部付けから課付けの配置に変更いたしますが、これに伴いまして、各休業等の承認に係る専決権者について、市長部局にあわせて整理を行うものです。また、他の規定に関しましても、市長部局の規定にあわせて整理するものです。

施行期日は、令和8年4月1日になります。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第16号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

竹居教育長

続いて、議案第17号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

議案第17号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について」を御説明いたします。

議案書は16ページから19ページとなります。

本議案は、市長と教育委員会との間の事務の委任の一部を改正するため、市長と協議するものです。

それでは19ページの資料に沿って御説明いたします。

「1 教職員の旅費の支給について」、市長部局で定める「さいたま市職員等の旅費に関する条例・施行規則・運用」により旅費を支給しておりますが、学校特有の出張については、市長から教育委員会へ

の委任事務として、教育長が定めた運用により支給しているところ
でございます。

「2 改正内容」にありますとおり、この度、市長部局において、
国家公務員旅費法の改正を踏まえ、さいたま市職員等の旅費に関す
る条例等が改正されることとなりました。それに伴い、第1項第11
号において参照している施行規則の条数が、第11条から第30条
に変更となりましたので、規定の整備について、改めて市長と協議す
るものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第17号につきましては、原案のとおりとしてよろ
しいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第17号は原案のとおり可決さ
れました。

議案第28号 さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

竹居教育長

続いて、議案第28号につきまして、事務局から説明をお願いしま
す。

教職員給与課長

議案第28号「さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則
の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書は別冊4の1ページから4ページまでとなります。

概要につきましては、資料4ページの「さいたま市教育職員の特殊
勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」で御
説明させていただきます。

「1. 概要」でございます。

本議案は、文部科学省の施策による教員の処遇見直しにより、特殊
勤務手当の額を変更するため、さいたま市教育職員の特殊勤務手当
に関する規則を改正するものでございます。

「2. 改正内容」でございます。

特殊勤務手当のうち、教員特殊業務手当の一つである部活動指導
手当について、支給額を表のとおり、現行の日額2,700円から3,
900円に引き上げるものとなります。

学校の管理下で行われる部活動において、教育職員が週休日等に児童・生徒に対する指導業務に従事した場合には、日額で手当が支給されます。引上げ額については、文部科学省が今後の部活動の地域展開を踏まえ、民間の部活動指導員に対する報酬額と、教育職員に対する部活動指導手当の額とのバランスを考慮し、提示したものとなります。

「3. 施行期日」でございますが、令和8年4月1日となります。説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 支給要件はどのようになっていますか。また、週休日における部活動の実施体制はどのようになっていますか。

教職員給与課長 支給要件につきましては、令和3年4月1日に現在の規定に変更しておりまして、3時間程度以上で一律の金額と定められております。

学校教育部長 週休日における部活動の実施体制につきましては、議会等でも御指摘をいただいているところです。学校教育部で学校の状況を把握しており、現在はガイドラインを策定し、週休日に必ず1日は休養を取ることであります。

小山委員 週休日に部活動で出勤した場合は、必ず代休を取得するというルールですか。

学校教育部長 おっしゃるとおりです。

竹居教育長 それでは議案第28号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第28号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第18号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

竹居教育長 それでは再開します。議案第18号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第18号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」を御説明いたします。

本議案は、「さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱」の一部改正について、市長と協議をするものです。

議案書の21ページをお開きください。

まず、別表第1を御覧ください。役職定年後の職員の多様な業務経験を最大限活かせるよう、役職定年後の職員を課付け配置とするため、総合調整幹、調整幹の配置先を、それぞれ、局付け、部付けから課付けの配置に変更することに伴いまして、人事評価の評価者等を変更いたします。

これまで総合調整幹の第1次評価者は局長、調整幹の第1次評価者は部長だったものを、いずれの第1次評価者も課長とするものです。

続いて、別表第7を御覧ください。職場内外でのコミュニケーションの基本である挨拶の励行を通じて、円滑な人間関係や風通しの良い職場づくりを推進していくため、能力評価について、評価項目の基本姿勢として、挨拶の励行に関する評価要素を設けるものです。

続いて、議案書の23ページお開きください。評価項目の基本姿勢として、挨拶の励行に関する評価要素を設けることに伴い、様式第1号から様式第7号まで及び様式第11号の、対象者ごとの能力評価シートを改めるものです。

各能力評価シートについては、全て同様の箇所を改正いたしますが、管理職用の能力評価シートの改正を例に挙げますと、上段にあります「評価項目」の基本姿勢の行と、下段にあります、〈能力評価基準〉「基本姿勢」を追加いたします。

この改正は市長部局に合わせ改正するものです。

施行期日は、令和8年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

小山委員 挨拶の励行に関する評価要素を設けた理由はあるのでしょうか。

教育総務課長 職場内でのコミュニケーションや風通しの良さを向上させるには、まず挨拶を徹底することが重要ですので、全庁的に評価項目として追加することとしております。

小山委員 挨拶の徹底は今までも当然重要だったはずですが、あえて評価項目に入れたのはなぜなのでしょう。

教育総務課長 特段の要因があったわけではないのですが、あえて評価項目に入れることで、職員の意識を高める目的があると考えております。

堀田委員 市長部局に揃えているということですよ。

教育総務課長 おっしゃるとおり、市長部局の改正に伴うものです。

大谷委員 我々からすると、挨拶は当然ですし、それが評価項目に入るとするのは違和感がありますよね。子どもならまだしも、社会人の評価項目としては稚拙です。どうしても入れるのだとしても、コミュニケーションや円満な人間関係など、表現方法の工夫はできたのではないかと感じます。

教育総務課長 コミュニケーションに関しては、従前の項目である協調性等で評価しているのですが、それとは別に基本姿勢として挨拶が加わったものです。

竹居教育長 それでは議案第18号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

議案第20号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

議案第21号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

竹居教育長

続いて、議案第19号から第21号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

議案第19号から21号までは、関連する内容となりますので、一括して説明させていただきます。

議案書は34ページから43ページとなります。

まず、議案第19号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」を御説明いたします。

本議案は、「さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱」の一部改正について、市長と協議するものでございます。

内容といたしましては、これまで義務教育課程と高校教育課程それぞれの教職員について人事評価の要綱を設置していたものを、さいたま市立学校教職員として、一本化するものでございます。

要綱を改正することにより、義務教育課程と高校教育課程へ、12年間の学びの連続性の観点から、市立学校教職員が、市の施策に対して、同じ視点、同じ基準でアプローチできるようになること、また、校種間異動を積極的に推進するという観点から、校種間異動した場合にも同様に評価できること等を見込んでおります。

議案書35ページを御覧ください。

具体的には、まず、要綱の標題が、「さいたま市立学校教職員の人事評価に関する要綱」となります。

続いて、第1条において、高等学校・中等教育学校のみにある職（主任実習助手、実習助手）を加え、行政職員である高等学校及び中等教育学校後期課程の事務職員は除外するよう整理いたしました。また、別表第1から第3の中に、高等・中等教育学校のみにある職（主任実習助手、実習助手）を加え、高等・中等教育学校の教職員を含めて、同じ自己評価シートを活用して人事評価を行うことができるよう改正するものでございます。

議案第19号については以上でございます。

続いて、38ページを御覧ください。

議案第20号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」を御説明いたします。

本議案は、「さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱」の廃止について、市長と協議するものでございます。

内容といたしましては、先程、議案第19号について説明させていただきましたとおり、さいたま市立学校教職員の人事評価に関する

要綱を一本化するため、現行の「高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱」を廃止するものでございます。

議案第20号については以上でございます。

続いて、41ページを御覧ください。

議案第21号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」を御説明いたします。

本議案は、「さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価実施要領」の廃止について、市長と協議するものでございます。

内容といたしましては、先程の議案第20号と同様、さいたま市立学校教職員の人事評価に関する要綱を一本化するため、現行の「高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価実施要領」を廃止するものでございます。

議案第21号については以上でございます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第19号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 さいたま市立学校屋内プールの管理運営に関する規則の制定について

竹居教育長

続いて、議案第22号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学校施設管理課
長

議案第22号「さいたま市立学校屋内プールの管理運営に関する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書の44ページをお願いいたします。

本議案につきましては、さいたま市立学校屋内プール使用料条例の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるとともに、管理運営に関する必要な事項を定めるために、新たに規則を制定するものでございます。

規則の概要でございますが、議案書の45ページをお願いいたします。「第4条（開場日等）」でございます。市民開放する開催日につきましては、1月4日から12月28日までの範囲内、開場時間につきましては、午前9時から午後9時までの範囲内で教育委員会が定めることとしております。市民開放の具体的な日時でございますが、休館日となる月曜日を除き、学校が利用する平日は午後5時から午後9時、それ以外の平日と土日については午前9時から午後9時までといたします。

次に、議案書の46ページをお願いいたします。「第7条（使用料の減免）」でございます。こちらは使用料条例第4条の使用料の減免の規定の施行について必要な事項を定めたものであり、障害者、障害者の介助者が使用する場合には100分の50の減免、その他、市長が特に認める場合にはその都度定める割合を減免することといたします。

次に、議案書の47ページをお願いいたします。「第8条（使用料の還付）」でございます。こちらは使用料条例第5条の使用料の不還付の規定の施行に関し必要な事項を規定したものであり、設備に不具合が生じ、プールが使用できなくなった場合など特別な理由があると認めるときに、既納の使用料を全額還付することといたします。

次に、議案書の48ページをお願いいたします。「第12条（回数券）」でございます。5回分の使用料を事前に払うことで、6回分のプール利用ができるというものです。回数券の発行日から半年を利用期間として設けております。

最後に、施行日でございますが、大和田小学校プールの供用開始予定日の令和8年9月1日とするものでございます。

説明は以上となります。御審議の程よろしくをお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第22号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第22号は原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第23号 さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは再開します。議案第23号につきまして、事務局から説明をお願いします。

館岩少年自然の家所長 議案第23号「さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

54ページが議案書、55ページが議案書の別紙でございます。

59ページの提案理由書を御覧ください。本議案につきましては、令和7年4月1日に公印押印事務の簡略化等の理由により、さいたま市文書管理規則の一部が改正され、公印を押印する文書が明確化されました。これに伴い、さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則の所要の改正を行うものでございます。

56ページ、57ページの参考資料を御覧ください。様式第2号「少年自然の家利用許可書」及び様式第5号「少年自然の家使用料免除承認書」の改正案になります。従前は必要としていた公印押印箇所について省略する様式に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

それでは議案第23号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 さいたま市人権教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第24号につきまして、事務局から説明をお願いします。

人権教育推進室長 議案第24号「さいたま市人権教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

さいたま市文書管理規則の一部改正による公印押印事務の簡略化において、重要なものを除き、公の施設の使用許可書は押印しない文書として明確化されたことに伴い、様式第2号「利用許可書」の押印を省略しております。また、手続きに係る事務の効率化として、現在、コロナ以前の利用状況に戻ってきたこともあり、団体利用を原則、月4回までという運用をしております。

そこで、1枚の申請書で申込できる、また許可できる利用年月日等の欄を、3枠から4枠に改正するものとなっております。

説明は以上です。

竹居教育長 何かありますか。

堀田委員 Web上で全て完結するのでしょうか。

人権教育推進室長 さいたまデジタル八策として、オンライン化を進めております。Web上で全て完結する状態が、一番レベルが高いのですが、本件は従来の手続きに加え、オンライン申請もできるというものです。

竹居教育長 それでは議案第24号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第25号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第26号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第27号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

その他 いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について
＜非公開案件につき内容は省略＞

その他 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について
＜非公開案件につき内容は省略＞

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
す。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後3時30分